

様式第1号

(あて先)

八尾市教育委員会

年 月 日

現住所

保護者の名前 続柄 ()

電話番号 ()

就学指定校変更
区域外就学申請書次のとおり就学指定校変更を希望しますので、許可されますよう申請します。
区域外就学

記

児童生徒	ふりがな 名 前	性別	生年月日	学年
			年 月 日 生	第 学年
			年 月 日 生	第 学年
			年 月 日 生	第 学年
現住所（住登地）	八尾市 (方)			
新住所 (居住地・預け先・勤務先)	八尾市 (方)			
就学指定校	八尾市立 小学校	八尾市立 中学校		
就学希望校	八尾市立 小学校	八尾市立 中学校		
就学希望期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
理由（該当番号を○で囲む）				
1	市内での転居又は市外への転出をする場合			
2	転居する予定の住所の属する通学区域の市立学校にあらかじめ就学を希望する場合			
3	住居の新築又は改築のための仮住まいから通学を希望する場合			
4	心身の状況から就学指定校への就学が困難である場合その他の特に教育的配慮を要する場合			
5	特別支援学級への入級に当たり、教育的配慮を要する場合			
6	保護者の勤務等のため、学齢児童の帰宅後の保護監督が困難で、保護者の勤務地又は親戚宅の住所が属する通学区域の市立学校に就学を希望する場合（当該市立学校に在籍することができる場合に限る。）※市内学校間に限る。			
7	やむを得ない事情により、現在の居住地に住民登録をすることができない場合で、当該居住地の属する通学区域の市立学校に就学を希望するとき			
詳しく 具体的に				
	通学方法 ()			

※保護者の責任と負担において、児童生徒を通学させること。

(あて先)

八尾市教育委員会

〒

現住所 _____

保護者の名前 _____ (続柄 _____)

電話番号 _____ (_____)

就学指定校変更申請書

八尾市立学校の通学区域及び就学すべき学校の指定等に関する実施要綱第11条の規定による就学の許可基準を承諾のうえ、次のとおり就学指定校変更を希望しますので、許可されますよう申請します。

(就学の許可基準)

1. 保護者の責任と負担において、児童生徒を通学させること。
2. この申請は、児童の通学に関する負担を軽減すること、子ども一人ひとりに適した環境で個性及び能力を一層伸ばすことその他制度の趣旨等に沿ったものであること。

ふりがな 児童生徒の名前	性別	生年月日
		年 月 日生
就学指定校		就学希望校
八尾市立	学校	八尾市立 学校
現在通っている学校園		小学校 幼稚園・保育所・認定こども園
理由（該当番号を○で囲む）		
1	現住所を基準として就学指定校よりも通学距離が短い小学校に就学を希望する場合 （※自宅・就学指定校・就学希望校の位置関係が確認できる書類を添付）	
2	現住所に隣接する通学区域の中学校に就学を希望する場合	

(留意事項)

- ・この申請は、小学校又は中学校の第1学年入学時に限ります。
また、転出その他やむを得ない事情がある場合を除き、就学指定校変更後は原則卒業まで学校を変更できません。
- ・上記理由1により、小学校の指定校変更が認められた場合、卒業した小学校の通学区域の中学校に入学することが原則となります。

第 - 号
年 月 日

様

八尾市教育委員会 印

就学指定校変更許可書

年 月 日 付けで申請のあった就学指定校変更について、次の通り許可します。

記

児童生徒の名前				
現住所(住登地)	八尾市〇〇丁目〇番地〇号			
新住所 (居住地・預け先・勤務先)				
就学指定校	八尾市立	〇〇小	学校	
就学指定校(変更後)	八尾市立	△△小	学校	
就学許可期間	年 月 日		～	年 月 日
許可した事由(当該番号を○で囲む)				
1	市内での転居又は市外への転出をする場合			
2	転居する予定の住所の属する通学区域の市立学校にあらかじめ就学を希望する場合			
3	住居の新築又は改築のための仮住まいから通学を希望する場合			
4	心身の状況から就学指定校への就学が困難である場合その他の特に教育的配慮を要する場合			
5	特別支援学級への入級に当たり、教育的配慮を要する場合			
6	保護者の勤務等のため、学齢児童の帰宅後の保護監督が困難で、保護者の勤務地又は親戚宅の住所が属する通学区域の市立学校に就学を希望する場合(当該市立学校に在籍することができる場合に限る。)※市内学校間に限る。			
7	やむを得ない事情により、現在の居住地に住民登録をすることができない場合で、当該居住地の属する通学区域の市立学校に就学を希望するとき			
詳しく 具体的に				

※保護者の責任と負担において、児童生徒を通学させること。

第 号
年 月 日

様

八尾市教育委員会 印

就学指定校変更
区域外就学
申請却下通知書

年 月 日付けの申請について、次の通り却下します。

記

児童生徒の名前			年 月 日生	第 学年
			年 月 日生	第 学年
			年 月 日生	第 学年
現住所(住登地)	(方)			
新住所(居住地)	(方)			
就学指定校	八尾市立	学校		
却下する事由(該当番号を○で囲む)				
1	本市で定める基準に該当しない。			
2	基準に照らし合わせて特別な教育的配慮を要するものでない。			
3	総合的に判断して現住所のある学校に就学すべきである。			
4	申告内容に偽りがあった。			

(教示)

この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った翌日から起算して3月以内に八尾市教育委員会に対し審査請求をすることができます。

また、この決定に不服がある場合は、八尾市を被告として(訴訟において八尾市を代表する者は八尾市教育委員会となります。)、この通知を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この通知を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができません。

ただし、この通知を受け取った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をしたときには、処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る決定の送達を受けた翌日から起算して6月以内であれば提起することができます。

様

八尾市教育委員会 印

就学指定校変更許可書

年 月 日付けで申請のあった就学指定校変更について、次のとおり許可します。

児童生徒の名前		性別		生年月日	年 月 日生
保護者の名前				児 童 生 徒 と の 続 柄	
就学指定校 (変更後)	学校			新 学 年	第 学年
就 学 条 件	・ 保護者の責任と負担において、児童生徒を通学させること。 ・ この許可は、児童の通学に関する負担を軽減すること、子ども一人ひとりに適した環境で個性及び能力を一層伸ばすこと、その他制度の趣旨等に沿ったものであること。				

(留意事項)

- ・ 転出その他やむを得ない事情がある場合を除き、就学指定校変更後は原則卒業まで学校を変更できません。
- ・ この許可により、小学校の指定校変更が認められた場合、卒業した小学校の通学区域の中学校に入学することが原則となります。

第 一 号
年 月 日

様

八尾市教育委員会 印

就学指定校変更申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった就学指定校変更について、次のとおり却下します。

児童生徒の名前		性別		生年月日	年 月 日生
却下の理由					

(教示)

- この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、八尾市教育委員会に対して審査請求をすることができます
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、八尾市を被告として（訴訟において八尾市を代表する者は、八尾市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを大阪地方裁判所に提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第7号

第 号

年 月 日

八尾市立 △△小 学校長 様

八尾市教育委員会 印

就学指定校変更許可通知書

標記のことについて、学校教育法施行令第8条に基づき、別添(就学指定校変更許可書)のとおり就学指定校の変更を許可したので通知します。

(内容を確認のうえ、必要に応じて指導要録等を訂正願います。)

第 一 号
年 月 日

〇〇市 教育委員会 御中

八尾市教育委員会 印

区域外就学協議書

下記について、当方は差し支えないが学校教育法施行令第9条第2項により協議します。

記

児童生徒の名前				
現住所(住登地)	八尾市〇丁目〇番〇号			
新住所(居住地)				
就学指定校	〇〇市	立	〇〇小	学校
就学希望校	八尾市	立	△△小	学校
就学希望期間	年 月 日		から	年 月 日
理由(該当番号を○で囲む)				
1	市内での転居又は市外への転出をする場合			
2	転居する予定の住所の属する通学区域の市立学校にあらかじめ就学を希望する場合			
3	住居の新築又は改築のための仮住まいから通学を希望する場合			
4	心身の状況から就学指定校への就学が困難である場合その他の特に教育的配慮を要する場合			
5	特別支援学級への入級に当たり、教育的配慮を要する場合			
6	保護者の勤務等のため、学齢児童の帰宅後の保護監督が困難で、保護者の勤務地又は親戚宅の住所が属する通学区域の市立学校に就学を希望する場合(当該市立学校に在籍することができる場合に限る。)			
7	やむを得ない事情により、現在の居住地に住民登録をすることができない場合で、当該居住地の属する通学区域の市立学校に就学を希望するとき			
詳しく、具体的に				

※通学の安全等については、保護者が責任を負います。 保護者 _____

(あて先)
八尾市教育委員会

〇〇市 教育委員会 印

区域外就学協議書(受諾書)

下記について、就学することを承諾する。

記

児童生徒の名前				
現住所(住登地)	八尾市〇丁目〇番〇号			
新住所(居住地)				
就学指定校	〇〇市	立	〇〇小	学校
就学希望校	八尾市	立	△△小	学校
就学希望期間	年 月 日		から	年 月 日
理由(該当番号を○で囲む)				
1	市内での転居又は市外への転出をする場合			
2	転居する予定の住所の属する通学区域の市立学校にあらかじめ就学を希望する場合			
3	住居の新築又は改築のための仮住まいから通学を希望する場合			
4	心身の状況から就学指定校への就学が困難である場合その他の特に教育的配慮を要する場合			
5	特別支援学級への入級に当たり、教育的配慮を要する場合			
6	保護者の勤務等のため、学齢児童の帰宅後の保護監督が困難で、保護者の勤務地又は親戚宅の住所が属する通学区域の市立学校に就学を希望する場合(当該市立学校に在籍することができる場合に限る。)			
7	やむを得ない事情により、現在の居住地に住民登録をすることができない場合で、当該居住地の属する通学区域の市立学校に就学を希望するとき			
詳しく 具体的に				

※通学の安全等については、保護者が責任を負います。 保護者 _____

様

八尾市教育委員会 印

区域外就学承諾書

年 月 日 付で申請のあった区域外就学申請について、次の通り承諾します。

記

児童生徒の名前				
現住所(住登地)	八尾市〇丁目〇番〇号			
新住所(居住地)				
就学指定校	〇〇市	立	〇〇小	学校
就学指定校(変更後)	八尾市	立	△△小	学校
就学承諾期間	年 月 日		から	年 月 日
承諾事由(該当番号を○で囲む)				
1	市内での転居又は市外への転出をする場合			
2	転居する予定の住所の属する通学区域の市立学校にあらかじめ就学を希望する場合			
3	住居の新築又は改築のための仮住まいから通学を希望する場合			
4	心身の状況から就学指定校への就学が困難である場合その他の特に教育的配慮を要する場合			
5	特別支援学級への入級に当たり、教育的配慮を要する場合			
6	保護者の勤務等のため、学齢児童の帰宅後の保護監督が困難で、保護者の勤務地又は親戚宅の住所が属する通学区域の市立学校に就学を希望する場合(当該市立学校に在籍することができる場合に限る。)			
7	やむを得ない事情により、現在の居住地に住民登録をすることができない場合で、当該居住地の属する通学区域の市立学校に就学を希望するとき			
詳しく 具体的に				

※通学の安全等については、保護者が責任を負うこと。

様式第11号

第 一 号
年 月 日

八尾市立 △△小 学校長 様

八尾市教育委員会 印

区域外就学承諾通知書

標記のことについて、別添(区域外就学承諾書)のとおり、学校教育法施行令第9条第2項に基づき区域外就学を承諾したので通知します。

(内容を確認のうえ、必要に応じて指導要録等を訂正願います。)

第 号
年 月 日

様

八尾市教育委員会 印

就学指定校変更
許可取消通知書
区域外就学

就学指定校変更
区域外就学
年 月 日付けで許可した は、次の理由により取消ししたので、

八尾市立学校の通学区域及び就学すべき学校の指定等に関する実施要綱第14条の規定により、通知します。

記

児童生徒の名前			年 月 日生	第 学年
			年 月 日生	第 学年
			年 月 日生	第 学年
取消し の理由				

(教示)

この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った翌日から起算して3月以内に八尾市教育委員会に対し審査請求をすることができます。

また、この決定に不服がある場合は、八尾市を被告として(訴訟において八尾市を代表する者は八尾市教育委員会となります。)、この通知を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この通知を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができません。

ただし、この通知を受け取った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をしたときには、処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る決定の送達を受けた翌日から起算して6月以内であれば提起することができます。